

広 報
おおづま 1974-7

新らしい大津町の始動

本田技研造成工事に着手

七月（ふづき＝文月）

梅雨があがれば盛夏です。梅雨の間おざなりになつていた家の内外を清潔にして部屋装飾も簡素にさわやかな気分になるようにしましょう。

子どもの夏休みが始まります。海や山での生活を楽しむとともに特に子どもには規律正しい生活を守らせるように指導しましょう。暑いので消化機能がよつて食欲がおとろえたり偏食にならないように健康に注意しましょう。

- 二日 半夏生はんげしょう
七日 七夕祭
一五日 盂蘭盆会
一九日 土用入り
二三日 大 暑

◇季節の言葉

梅雨明け 日盛り 夕立 雲の峰 天の川
夏木立 蟬時雨 打水 大暑 極暑

◇くらし

梅雨あけ 土用の虫干し 蚊物の手入れ
最中見舞 日射病 寝冷えに注意 夏休み

大津町中元大売出し

七月一日～八月十五日

一 等 上信越国立公園長野善光寺・信濃路めぐり
(四泊五日) 四五名様招待

二 等 巨峰ぶどう狩りと日田観光 二〇〇名々

好評 恒例団体賞

産交バス団体貸切三万円相当一台 二〇団体

2……巻頭

3……いよいよ着工本田技研 7月は社明月間 議会報告

4……7月11日から夏の交通事故防止運動 農業の取扱は慎重に 農業共済事業

5……県簡易水道協会長より表彰 所得税1期分と振替納税 税務大学校普通科学生募集
県身体障害者体育大会 町水泳協会で海水浴 お知らせ

6……移動児童相談所開設 たばこは地元で買いました 軽自動車税申告は15日以内に
消費者コーナー

7……今月の健康メモ 死亡者に災害弔慰金、住宅家財などに援護資金 農振法と土地売買

8……鳥子川青年部老人を招待 若草学園だより 善意

9……テレビ番組「くらしとあなた」 同和教育

10……91才の学級生田代タケオさん 60年前の大津中心街ははてどこでしょう
オリエンテーリング大会



本田技研

ご承知のとおり当初計画より数ヶ月の延期となっておりますが、この度やっと事務手続きも終り、明年七月緑葉開始を目標に第一期の土地造成工事を六月二十六日着手することができました。本来ならば地権者の方々は勿論のこと、ご協力、ご援助いただきました各方面の関係機関の方々もお招きして、親しくご歓談いただくべきところですが、総需要抑制等の関連もあって今回は内々の地鎮祭がとり行はれました。今後は一日も早く操業開始ができるよう、町としても努力致しますので宜敷くご協力お願い致します。

本田技研と公害防止協定を結ぶ

去る六月十一日熊本県及び大津町と本田技研とは、本田技研熊本製作所の新設にあたり、町民の健康を守り、快適な生活環境の保全をはかるため公害防止協定を締結しました。

- ① 水質汚濁防止対策
- ② 大気汚染防止対策
- ③ 騒音振動防止対策
- ④ 悪臭防止対策
- ⑤ 地盤沈下防止対策
- ⑥ 廃棄物の処理
- ⑦ 環境の整備
- ⑧ その他

全文は十七条にわたるものであり、そ

の主な特徴としては次のとおりです。

- (1) 菊池川の現状水質を十分維持することを基本とした我が国で最も厳しい協定であること。
- (2) 有害物質は特に厳しく不検出としたこと。
- (3) 総量規制の考え方で極力排水量の減少を図ったこと。
- (4) 大気についても黄硫酸化物は法律基準の約三分の一、煤塵は三分の一、八分の一
- (5) 公害が発生したとき、住民の代表の立入り調査同行を認めたこと。

七月は「社明月間」
心をあわせて

社会を明るくする運動

少年の非行はひとことではありませぬ。ひまわりのようにあかるく青少年が育つには……

家庭では、血の通う対話
職場では、こまやかな配慮
地域では、さわやかな環境
それからまた……

地域のみならずの力で青少年の明るい成長を助け見守り育てましょう。

もしも非行に走つているときは、あなただけの暖かい愛の一声と、指導をお願いします。

保護観察は、非行や犯罪をした人たちが更生をみちびく大切な仕事です。

この仕事にあたる人々と力をあわせて非行少年の更生を助けましょう。

保護観察所

保護観察をする役所です。保護観察は保護観察官と保護司が受けもちます。

保護司

保護観察の第一線に立つて活動している民間の篤志家です。

更生保護婦人会 BBS

更生保護婦人に協力してもらっています

保護観察に協力していただきます

大津町社明運動実施委員会

議会報告

六月十七日より二十日まで次のとおり
大津町定例議会が開会されました
本会議
建設委員会
経済委員会
十八日
十八日

総務文教委員会 十九日
本会議 二十日
議案九件提案
主な議題

一、大津町固定資産評価審査委員の選任
大津町大津二〇六
大田黒 正氏
一、災害用財金の支給及び災害援護費

金の貸付けに関する条例の制定
法律が施行されたことにより、住民の福祉を図るために条例の制定その他、一般会計
補正予算等の提案
採決がなされました。



七月十一日から

夏の交通事故防止運動

暑い： 過労： 居眠り：

雨がシトシト
雨夜の酒で
暑い大酒で
暑いの酒で
フラフラ病

重点目標

- 一、正しい歩行と横断をしよう
- 二、居眠り運転をなくそう
- 三、制限速度を守ろう
- 四、二輪車の正しい運転をしよう

梅雨が明けると暑い夏がやってきます
毎年夏に交通事故、特に死亡事故が増加しておりますが、昨年七、八月はわずかに二ヶ月で県内に六十五名(年間

死亡者の二一%)の死亡者があり全く異状な激増を示しました
死亡事故の原因は、過労(居眠り)、速度の出し過ぎ、無理な追越し、酒酔いなど無謀な運転によるものが大部分を占めており、一方歩行者の飛び出し、車輛直前直後の横断など交通ルールを無視したものの死亡者が多いようです
又高校生など青少年の二輪車による事故も増加しておりますが、青少年をもつ家庭では無免許、二人乗り、速度違反の禁止などに特に保護者や学校当局の監督指導が必要です。

危い 農薬の取扱いは慎重に

農薬の使用時期となりました。

適正な使用、管理により危害の発生防止や事故、汚染などを防ぎましょう。
ただし県下一円にわたって農薬危害防止運動を実施して居ります。
ご協力をお願いいたします。

農薬による被害の主な原因と注意事項は、

(一)中毒等の主な原因

- ①散布途中で喫煙したり、散布後農薬が付着した手を、十分洗わずに食事したりすること。
- ②病後、妊娠中、睡眠不足、生理時等不健康状態で散布に従事すること。
- ③九斤シャツや素手、素足で散布作業に従事したり、マスクをせずに散布する等服装が悪いこと
- ④その他知識が不十分、取扱の粗雑炎天下で長時間散布作業に従事したりすることなどがあります。

(二)使用上の注意事項

- ①容器の表示事項等をよく読んで、適正に使用する
- ②散布の時は、必ずゴム手袋、マスク等をし、服装を整え取扱いは慎重に、不健康な人、疳気している人などは散布作業に従事しない
- ③朝夕の涼しい時間を選び散布し二～三時間で交替する
- ④作業後、酒を飲んだり、夜ふかししない
- ⑤保管管理には、十分注意する
- ⑥不要の農薬を不注意に廃棄しないこと
- ⑦水質汚濁などについては使用規則守る
- ⑧子供や散布に関係のない者は現場に近づけない。
- ⑨人畜に被害が出ない様、風向きに充分注意又家畜、養蚕、ミツバチ等有用動物に害とならない様、散布前に関係者に連絡する

備えあれば、うれいなし
あなたのためのものです

農業共済事業

農業共済は農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補償して農業経営の安定と生産力の発展に資するを目的として町が共済事業を、県が保険事業を政府が再保険事業を三者が連携した保険事業でありますのでどんな大きな災害がおきてもそれに対処して行ける仕組みになっています。
農業共済では次の三つの事業を実施致しています。

- 一、農作物共済(水稲、陸稲、麦)
- 二、蚕繭共済(養蚕、初秋蚕、晩秋蚕)
- 三、家畜共済(牛、馬、種豚)

それではどんな災害を対象としているかと申しますと

一、は気象上の原因に因る災害、病虫害、鳥獣害の被害による減収(ただし水稲の場合病虫害を除く)

二、は虫児の風水害、火災、病虫及び獣害並びに桑葉の気象上の原因による災害並びに病虫害による減収

三は死亡、廃用疾病及び傷害となっておりです。

農業共済の加入については、農作物では十アール以上蚕繭では一箱以上の農家は全部加入しなければならぬことになっております。

これは日本中の農家を守るため取られたことでありました共済事業は農家を不慮の事故から守る制度です。その点御理解していただけたらと思います。災害がなくて済んだ者は災害になつて苦んでる人を助けてあげるのだという考えで共済に加入していただきたいと思ひます。

それでは損害の認定はたれがするかそれは皆さんが選んだ評価員の方々が一筆毎に評価された野帳が基準となり他機関の資料を参考にきめられます。
最近五年の実績は農作物の損金と共済金を比べますと四、九倍になります蚕繭で一、九倍、家畜で一、一倍となつて何れも共済金が多くなつております。

移動児童相談所開設

とき 七月二十六日 十時～十五時
ところ 大津町中央公民館

「うちの子にかぎつてとおつしやらないで少しでも気になることがあつたら児童相談所へお越しください。お子さんをお連れください。児童相談所はお子さんを健全に育てるためのお手伝いをいたします。相談は勿論無料です。相談とは当然秘密保守されます相談内容

- (1)身よりのない児童などの養護
- (2)早産児、虚弱児などの保健
- (3)手足、目、耳、言葉の不自由な児童
- (4)入園、入学、進学

相談をうける人
児童相談所長 児童福祉司
心理判定員 専門医師
社会福祉士 家庭児童相談員
精神薄弱者相談員
主催 県中央児童相談所
後援 菊池県事務所 大津町

たばこは地元で 買いましょう

たばこの煙が町の横にかえつてくるうそみたいなほんとうの話

今年の町税は町民税 今年約二億四千万円の額のほりですがこのうち約三千万円町税の十一、五%は町内のたばこ小売店で販売された、たばこから生じたたばこ消費税です。私達が日常吸つてゐるたばこは煙となり消費税となつて町役場には消費税ですがこれが道路や教育など町財政を動かす財源となり行政を援ける大きな役割りを果しています。

- みんなで次のことの実行にご協力ください。
- (1)熊本市や他の町に勤務する人は毎朝町内のたばこ小売店からたばこを買つて出勤しましょう。
 - (2)旅行、出張など暫く町をはなれる場

軽自動車税

申告は十五日間以内に

合は必要量のたばこは町内で買ったたばこをバッグに準備して出発しましょう

(3)たばこは必ず町内で買う習慣をつけましょう。

地方税法町税条例により取得、購入した日から十五日以内に申告書を提出しなければなりません

軽自動車(カタブラを有する自動車) コンパインの申告については届出がなく業者等を調査の上課税等を致して居りますが不均一を生じますので未申告者は至急申告して下さい。申告要するコンパインは、園場も道路も運行できる走行部をもち乗用装置があるもの(乗用歩行兼用も含む)尚課税されてナンバーを標示してない人は届出で標示して下さい。

消費者コーナー

物価変動及び 需給状況調査

五月十日現在単位円

品名	LP G 10kg	ちり 紙 700枚	砂 糖 1 kg	小麦粉 日清 1 kg	しょう ゆ 1kg	ホ ン ソ ン 1 kg	味 噌 1 kg	食 用 油	味の 素	洗剤 1kg	ブルー 1ヤ
県平均	1,244	201	203	132	403	231	488	256			
熊 飽	1,220	230	210	137	400	234	495	272			
玉 名	1,211	209	196	132	393	229	507				
菊 池	1,171	179	202	126	400	233	478	230			
阿 八	1,231	187	216	130	365	223	508				
蘇 代	1,233	221	202	135	400	238	465	300			
天 草	1,310	201	205	130	350	228	470	240			

この調査価格は県事務所単位で、小売店、農協、スーパー等の価格を平均したものです。



県簡易水道協会長より

このほど県簡易水道協会会長より大津町水道事務局長、菅原司、岩下弘両氏が表彰をうけました。

菅原氏は昭和二十一年から岩下氏は同三十四年から現在までの永年の勤務功績がこのたびの受表彰となったものです

振替納税と
所得税一期分と

七月は所得税の予定納税一期分を納めていただく月です。税金を納める必要のある方には通知書をお送りいたしますので、七月末日までに済ませるようお願いいたします。

ところで、税金を納めるときは、振替納税制度という便利な納税方法があるのを御存知でしょうか。これは、電気代やガス代の支払いと同じように、銀行などの金融機関に支払いを頼んでおきますと、みなさんの預金口座から自動的に納めることのできる方法です。手続きについては、税務署が銀行、信用金庫、農協などの金融機関の窓口で御相談ください。

税務大学校普通科
学生募集

税務職員になるための学校で、国家公務員初級試験の税務職に合格し、採用されたら入学します。

在学中は国家公務員として給与が支払われ教科書教材は国の費用でまかなわれます。受験願書の受付は七月十八日から七月三十一日までですが、受験

のくわしい内容については、福岡市の人事院九州事務局のほか熊本国税局人事課、税務大学校熊本研修所または、菊池税務署にお問い合わせください。

県身体障害者体育大会
大津町より四名入賞

五月二十五日水前寺陸上競技場にて五〇〇名の選手が参加し、盛大に開催されました。

どの競技種目にもどの会場でも競争と云った雰囲気はなく自分の能力の限界を試みているというふうなムードが感じられ素晴らしい体育大会でした。

岩尾 春美	ソフトボール投三位
立市 誠	二位
園村 重雄	ソフトボール投四位
走市 誠	四位
走市 誠	ソフトボール投三位
走市 誠	一位
走市 誠	一位
走市 誠	一位
走市 誠	一位

楽しい夏休みがもうすぐでやってきました。子どもたちは、色々な楽しいプランをたて、待っています。

例年楽しいはずの夏休みが県内でも多くの水や交通事故の犠牲者を出し悲しい夏休みになつていきます。そこで本年こそ一人の事故者も出さない楽しい夏休みになるため、次の事を守って元気にすごさたいものです。

- (一) 夏休みの意義を十分わからせ、自主的、自律的な生活をする。
- (二) 一日の生活設計を立てて、規則正しい生活を送る。
- (三) 自分の動静について、いつもはつきりさせておく。
- (四) ①②③④をだれと⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿をいっしょにやろう。

町水泳協会で海水浴

とき 七月二十一日
ところ 弓ヶ浜
貸切利用 一〇〇〇円

協会員の親睦が目的ですが、若い方々の参加を呼びかけています。

お申込みは中村正昭氏まで(中村製粉)

お知らせ

原子爆弾被害者の医歴等に関する法律
原子爆弾被害者に対する特別措置法の
一部改正で所得税額の制限緩和と諸制限の緩和に基づき書類申請手続、証明書、証明人等でお困りの方は下記税務署相談所へお問合せ下さい。
熊本県原爆被害者の会
熊本市紺屋町四六六 市役所別館
(中村消防署) 電話九三六五

に習慣づけたものです。

(一) 交通事故、水難事故について十分認識させ家庭で一日一回は話し合いをする。

(二) 特に自動車は、家の人の許しを得てからの。

(三) 水泳はプール以外の所では泳がない、下級生をいかわり、遊び方や暮しの方の指導をする。

(四) 地域、社会行事に、学生らしい態度で参加させる。

(五) 病気の治療はこの夏休み中にする。

学校生活から、家庭生活へ生活の場面を異にするこの約四十日間、色々な事で家族への協力、おもいやりの心、助け合う心など、日頃できない、家族との結びつきを大切に、有意義にすごさせたいものです。二学期になり、今年の夏休みは、よかつたことが家庭でも、学校でも、いえることが多くなるよう、なすべし方をお願いします。

楽しい 夏休みのくらし方

恐しい日本脳炎

四〇％が死亡か後遺症
うつうつしい梅雨は七月中旬には明けるようですが、日本脳炎が貴方をネラツています。

日本脳炎は蚊によつて伝染しますから流行は蚊が発生する七月中旬から九月下旬頃までです。今は蚊の発生が早かつたので流行するだろうと云われています。重症の日本脳炎にかかると四〇％位が死亡するが、後遺症をのこす恐ろしい病氣です。体力の弱い幼児、老人は特に氣をつけないものです。予防注射を受けなかつた人は勿論受けた人も次のことに注意して下さい。

今月の健康メモ

- ①家の周りに水溜り、流れの悪い溝等はありませんか。流れを良くして下さい。又時折殺虫剤を散布しましょう。
- ②竹の切株、空腐、碓子びん等に水は溜つていませんか。処理しましょう。
- ③暑い日盛つては帽子をかぶりましょう。
- ④普断から体力をつけておきましよう。日本の脳炎は体力が強いと発病せず済みます。
- ⑤偏食せずに赤、緑、黄と色どりのよい野菜と豆製品、肉魚、卵をとり合せ下さい。
- ⑥睡眼を充分とりましよう。
- ⑦急に高熱を出した時は直ぐ医師に受診して下さい。
- ⑧手当が早いほど、軽くて済みます。

死亡者に災害弔慰金 住宅家財などに援護資金

町の条例ができました

何時までも有ると思ふ親と縁、無いと思ふ災難。誰しも会いたくないのが災害ですが、永い人生でからどんなことに遭遇しないとも限りませんこの町条例は地獄で仏です。見逃がさないでください。本文をそのまま掲載お知らせすることが筋道でしょうが大変むずかしいので要点説明します。

まず本条例の制定された目的です。わが国は毎年台風、集中豪雨、山津波等の自然災害に見舞われ相当数の人命が失われ、また住家等の多くの被害が発生しています。

これは異常な自然現象に起因する予測し難い不可抗力的な災害であることに鑑み、被害者について応急的な災害救助のほか、その個人的被害に對し救済援助の措置を講ずる必要がありますこのように見地から自然災害による死

- 亡者の遺族に對する弔慰金の支給並に自然災害により住宅、家財等に損害を受けた世帯に對する災害援護資金の貸付け制度の実施を図ることとなつたものです。
- 実施主体……大津町
- 自然災害による死亡した者がある場合に町がその遺族に對し災害弔慰金を支給します
- ①支給の対象となる災害は大津町内で住家の滅失(全壊、流失、全倒壊)した世帯が五人以上ある町民がその災害で死亡した場合
- ②県内のどこかで災害救助法が適用され、その災害について死亡した場合等です
- 支給対象……災害により死亡した者の遺族に支給されます
- 支給額……死亡者一人当り五十万円
財源……国が四分二県が四分の一町が四分一各々負担します
- ②災害援護資金の貸付は次の条件をともないます。
- ①大津町に災害救助法が適用された

場合

②県内に災害救助法が適用された災により被災した場合

貸付の対象

- ①災害による負傷で療養期間が一ヶ月以上を要する世帯主
- ②住家の全壊
- ③住家の半壊
- ④家財の被害額がその家財の価額の1/3以上の損害を被つた場合です(但し所得合計額一五〇万円未満の世帯に貸付られます)

貸付額

- ①一ヶ月以上の負債三〇万円以内
- ②全壊：五〇万円以内
- ③半壊：三〇万円以内
- ④家財：二〇万円以内
- ⑤以上の被災の場合は五〇万円以内で貸付になります
- 財源 国税利息を各々負担し町に無利子貸付られます
- 貸付金の償還
三年に償還を含む十年貸付(利率は据置期間を除き三%)

本条例は六月定期町議会会で可決されましたが無用の長物になることを祈りながらおしらせします。

農振法と土地売買

町では四十七年九月農業振興地域整備計画が決定され、その後指定された用途により土地利用が行われてまいり最近全国的な開発事業等により、土地価格が上昇し町においても土地の移動が頻繁になつております。

然し農用地として指定されている土地について、農用地以外に使用しようとする場合は指定除外の申請が必要であり、その認可がない限り農地等の売買は出来ません。特に農業振興計画として事業実施の受益地については当然指定除外は困難です。

農用地指定の土地は、除外の認可がない場合は絶対に売買が出来ませんので御注意下さい。

同和教育

むすび

最後に、部落問題を積極的にとりあげることについていわれる「寝た子を起すな」という意見が世間ではかなり強いと思われるまでのこの点にふれてみたいと思います。寝た子を起すとか起さないとか起すこととはひとつの比較ですからそれはいう人々の立場や考え方はいろいろな内容がふくまれていると思います。一般的には部落や差別というものは、近代の民主主義社会が進んでいけば、自然になくなるものだから、そつとしておいた方がよい。へたにこの問題をとあげると、かえって事を荒立てたり

テレビ番組

「くらしとあなた」

七月放送予定

毎週土曜日、午前九時三〇分より十時まで熊本放送では消費者のためにくらしとあなたという番組を放送しています。七月の予定は次のとおりです。

第一週 子どもと遊び

子どもたちのさまざまな遊びをとおし、現代子どもの遊びを考えましよう。

第二週 主婦と余暇

暇時間の増大に伴い、生きがいの問題を含めて主婦の余暇のすこし方考えましよう。

第三週 わが町に不用品なし

ある町の主婦たちのムダをはぶく節約運動を紹介しましよう。

第四週 広がる市民青空市

地域社会における市の意味を消費者の立場から考えましよう。

部落のことを知らない人に部落のことを知らせる結果になつたり、むしろ差別をかきたてたりすることになるから、部落だ、差別だ、同和だということの問題にしない方がよいのだという意味で受けとられていっているように、しかし戦前までの歴史をふりかえつてみて、また民主主義が叫ばれるようになった戦後においてさごとく問題をそつとしておいてもけつて差別はなくならなかつたことは明らかでした。すでに明治のころにこんな問題は解決していたはずですが実はそうではありませんでした。去る六月五日付朝日新聞の記事に残る差別、上司自殺の見出でその関連した自殺事件を報じています。それは「四日午後三時十五分ごろ大阪市東区備後町一丁目、東郵便局四階から、同局の河本一明郵務次長(四十九)が約十八メートル下の正面玄関前へ飛び降り、頭の骨を折つて即死した。東署で調べたところ、河本次長の机の引き出しから遺書が見つかり、五月二十六日未明、同市東淀川区内の公園で自殺した同郵便局普通郵便課勤務Aさん(二十四)の両親あてに「A君を死なせたのは、同郷の先輩として、また上司として責任は重大です。大切なご子息を死なせて申しわけありません。わたしも死をもつてごないます」とノートに走り書きしてあつた。Aさんは山陰地方の被差別部落の出身。Aさんが参加していた東郵便局連合部落解放研究会や大阪郵便局連合部落解放研究会とAさんは大学卒業後民間会社就職した「社内」の部落差別言動がますます悪化した「公務員の職場には差別はないだろう」と思つて入局したつもりでした。ところが間もなく被差別部落出身とのうわさが広まり、陰口をきかれるようになった。これを知つた同局部落解放は四月はめ郵政省や各地の局で差別事件が相次いでいる責任を追及する運動をAさんとも

加えて活発化させたがさらに「やつぱり部落出身やつた」との言動からこまれば、四月中旬の宿直の夜は、同僚から一人て食堂で寝ることにされた。同郵便局ではその後全局員約六百五十人に、差別事例をひいて一時間ほどの研修を行つた。しかしAさんはやつぱりという陰口視線に囲まれ、解放研の仲間と話すとき以外はふさぎこみ、追いつめられていたらしい。河本さんは解放研と当局側の交渉の場には時々立ち会つたが、Aさんの死以前の確認会、管理職研修の場では寝た子を起こせと、職場の壁には「同和問題を正しく認識し、実践しよう」と大書していた。同郷人としてAさんの入局の世話をしたことから、Aさんの死には衝撃を感じていたらしく「Aさんの死は部落差別以外の何物でもない」と発言していた。部落問題に対する一般社会の認識の不十分さ、部落問題を自分達と無関係のものとして避けてどうこうする思想、それが今日の善良なる二人の市民を殺したといつたらそれは誤つていりましよう。さいきん部落問題への関心もしいに高まり、教育や行政の面でも、差別の克服のための推進がなされています。大阪町でも各学校の代表、各種団体の代表による大阪町同和教育研究協議会が結成され、行政においては同和对策協議会が設置され、部落差別の撤廃を目指して態勢をとるこえつあります。皆さん部落問題に対する無認識、無関心の殺人者にならない様又大阪町を差別のない、住みよい町にするためみんなで努力していきますましよう。以上をもつて一応同和教育の広報欄をおわります。



